

第三百三十二号議案

仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 条例及び規則（市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関が定める規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第二項に規定する規程を含む。）及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）並びに地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十五条第一項の規定に基づき定められた宮城県の条例の規定により市が処理することとされた事務の根拠について規定する宮城県の条例、規則及び教育委員会規則をいう。
- 二 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - イ 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関ロ イに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの
 - ハ 市が設置する公の施設（地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）を管理する指定管理者（同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）
- 三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 六 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- 七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- 八 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- 九 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第八条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をすべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもつて代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもつて代えることができる。

(適用除外)

第七条 次に掲げる手続等については、第三条から前条までの規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないもの

二 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第八条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第九条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（仙台市行政手続条例の一部改正）

2 仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「添付書類」の下に「その他の申請の内容」を加える。

第三十一条第四項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

理 由

情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百二十三号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第五条関係）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,500	248,300	273,600	300,400	329,100	361,400	383,400	404,700
	2	151,600	250,200	275,700	302,600	331,500	363,800	385,700	407,300
	3	152,700	252,100	277,800	304,800	333,900	366,200	388,000	409,900
	4	153,800	254,000	279,900	307,000	336,300	368,600	390,300	412,500
	5	155,100	256,000	281,900	309,300	338,900	371,100	392,700	415,000
	6	156,400	258,000	284,000	311,500	341,200	373,400	395,100	417,500
	7	157,700	259,900	286,100	313,700	343,600	375,700	397,500	420,000
	8	159,000	261,900	288,200	316,000	346,000	378,000	399,900	422,500
	9	160,100	263,800	290,400	318,300	348,300	380,500	402,200	425,100
	10	161,500	265,800	292,600	320,700	350,600	382,400	404,400	427,900
	11	162,900	267,800	294,800	323,100	353,000	384,400	406,600	430,700
	12	164,300	269,700	297,000	325,500	355,400	386,400	408,800	433,500
	13	165,600	271,800	299,100	327,900	357,700	388,300	411,000	436,200
	14	167,400	273,600	301,200	330,400	360,000	390,200	413,300	439,000
	15	169,200	275,400	303,300	332,900	362,300	392,100	415,600	441,800
	16	171,000	277,200	305,500	335,400	364,600	394,000	417,900	444,600
	17	172,500	279,100	307,600	337,900	367,000	395,900	420,400	447,300
	18	174,500	281,000	309,800	340,300	369,000	397,800	422,800	450,000
	19	176,500	282,900	312,000	342,700	371,000	399,700	425,200	452,700
	20	178,500	284,800	314,200	345,100	373,000	401,600	427,600	455,400
	21	180,600	286,700	316,400	347,500	374,900	403,500	429,900	458,100
	22	183,000	288,600	318,600	349,600	376,600	405,200	431,900	460,700
	23	185,500	290,500	320,800	351,700	378,300	406,900	433,900	463,300
	24	188,000	292,500	323,000	353,800	380,000	408,600	435,900	465,900
	25	190,200	294,300	325,200	356,100	381,600	410,300	438,000	468,400
	26	192,300	296,200	327,400	357,800	383,200	411,500	439,700	470,800
	27	194,400	298,100	329,600	359,600	384,800	412,700	441,400	473,200
	28	196,500	300,000	331,800	361,400	386,400	413,900	443,100	475,600
	29	198,500	301,900	333,900	363,100	388,200	415,300	445,000	478,100
	30	200,500	303,700	336,000	364,400	389,800	416,400	446,600	480,100
	31	202,500	305,500	338,100	365,700	391,400	417,500	448,200	482,100
	32	204,500	307,200	340,200	366,900	392,900	418,600	449,800	484,100
	33	206,700	309,100	342,500	368,200	394,400	419,700	451,300	486,300
	34	208,700	310,900	344,500	369,400	395,900	420,700	452,600	488,100
	35	210,700	312,700	346,500	370,600	397,400	421,700	453,900	489,900
	36	212,700	314,500	348,500	371,800	398,900	422,700	455,200	491,700
	37	214,700	316,300	350,400	373,200	400,400	423,600	456,400	493,500
	38	216,700	318,000	351,900	374,200	401,800	424,500	457,400	494,600
	39	218,700	319,700	353,500	375,200	403,200	425,400	458,400	495,700

	40	220,700	321,400	355,100	376,200	404,600	426,300	459,400	496,800
	41	222,600	323,200	356,500	377,300	406,100	427,400	460,500	497,800
	42	224,600	324,800	357,600	378,200	407,200	428,300	461,400	498,600
	43	226,600	326,400	358,700	379,100	408,300	429,200	462,300	499,400
	44	228,600	327,900	359,800	380,000	409,400	430,100	463,200	500,200
	45	230,600	329,600	360,800	381,000	410,500	430,900	464,100	501,200
	46	232,600	330,800	361,700	381,600	411,300	431,700	465,000	502,000
	47	234,600	332,000	362,600	382,200	412,100	432,500	465,900	502,800
	48	236,600	333,200	363,500	382,800	412,900	433,300	466,800	503,600
	49	238,600	334,400	364,300	383,400	413,800	434,000	467,700	504,600
	50	240,600	335,500	365,000	383,900	414,600	434,700	468,400	505,400
	51	242,600	336,600	365,700	384,500	415,400	435,400	469,100	506,200
	52	244,600	337,700	366,400	385,100	416,200	436,100	469,800	507,000
	53	246,600	339,000	367,200	385,600	417,000	437,000	470,700	507,900
	54	248,500	339,800	367,900	386,100	417,700	437,600	471,400	508,700
	55	250,400	340,600	368,600	386,600	418,400	438,200	472,100	509,500
再	56	252,300	341,400	369,300	387,100	419,100	438,800	472,800	510,300
任	57	254,200	342,200	370,100	387,800	420,000	439,600	473,600	511,200
用	58	256,200	342,900	370,700	388,300	420,700	440,200	474,300	512,000
職	59	258,200	343,600	371,300	388,800	421,400	440,800	475,000	512,800
員	60	260,100	344,300	371,900	389,300	422,100	441,400	475,700	513,600
以	61	262,100	345,100	372,400	390,000	423,000	442,100	476,600	514,500
外	62	264,000	345,700	373,000	390,500	423,600	442,700	477,300	515,300
の	63	265,900	346,300	373,600	391,000	424,200	443,300	478,000	516,100
職	64	267,800	346,900	374,200	391,500	424,800	443,900	478,700	516,900
員	65	269,700	347,500	374,700	392,100	425,400	444,600	479,500	517,600
	66	271,600	348,000	375,200	392,600	426,000	445,200	480,100	518,300
	67	273,500	348,500	375,700	393,100	426,600	445,800	480,700	519,100
	68	275,500	349,000	376,200	393,600	427,200	446,400	481,300	519,900
	69	277,500	349,600	376,900	394,200	427,800	447,100	482,000	520,500
	70	279,400	350,100	377,300	394,700	428,400	447,700	482,600	521,300
	71	281,300	350,600	377,700	395,200	429,000	448,300	483,200	522,100
	72	283,300	351,100	378,100	395,700	429,600	448,900	483,800	522,900
	73	285,300	351,700	378,700	396,300	430,200	449,400	484,300	523,600
	74	287,200	352,200	379,100	396,800	430,800	449,700		
	75	289,100	352,700	379,500	397,300	431,400	450,000		
	76	291,000	353,200	379,900	397,800	432,000	450,300		
	77	292,900	353,800	380,500	398,400	432,600	450,500		
	78	294,700	354,300	380,900	398,900	433,200			
	79	296,500	354,800	381,300	399,400	433,800			
	80	298,300	355,300	381,700	399,900	434,400			
	81	300,100	355,900	382,300	400,500	435,000			
	82	301,900	356,400	382,700	401,000	435,500			

83	303,700	356,900	383,100	401,500	436,000				
84	305,500	357,400	383,500	402,000	436,500				
85	307,200	357,800	384,100	402,600	437,000				
86	308,900	358,300	384,500	403,100					
87	310,700	358,800	384,900	403,600					
88	312,400	359,300	385,300	404,100					
89	314,000	359,700	385,800	404,700					
90	315,600	360,100	386,200	405,200					
91	317,200	360,500	386,600	405,700					
92	318,800	360,900	387,000	406,200					
93	320,400	361,400	387,600	406,600					
94	321,600	361,800	388,000	407,100					
95	322,800	362,200	388,400	407,600					
96	324,000	362,600	388,800	408,100					
97	325,200	363,100	389,400	408,600					
98		363,500	389,700	409,100					
99		363,900	390,100	409,600					
100		364,300	390,500	410,100					
101		364,800	390,800	410,600					
102		365,200	391,100	411,100					
103		365,600	391,400	411,600					
104		366,000	391,700	412,100					
105		366,400	392,000	412,600					
106			392,300						
107			392,600						
108			392,900						
109			393,100						
110			393,400						
111			393,700						
112			394,000						
113			394,200						
114			394,500						
115			394,800						
116			395,100						
117			395,300						
再任用 職員		205,000	245,600	264,300	294,400	313,900	335,800	388,800	436,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二 消防職給料表（第五条関係）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	159,800	248,300	290,400	318,300	348,300	380,500	402,200	425,100
	2	161,200	250,300	292,600	320,700	350,600	382,400	404,400	427,900
	3	162,600	252,200	294,800	323,100	353,000	384,400	406,600	430,700
	4	164,000	254,200	297,000	325,500	355,400	386,400	408,800	433,500
	5	165,500	256,200	299,100	327,900	357,700	388,300	411,000	436,200
	6	167,300	258,100	301,200	330,400	360,000	390,200	413,300	439,000
	7	169,100	260,000	303,300	332,900	362,300	392,100	415,600	441,800
	8	170,900	261,900	305,500	335,400	364,600	394,000	417,900	444,600
	9	172,700	264,000	307,600	337,900	367,000	395,900	420,400	447,300
	10	174,800	265,900	309,800	340,300	369,000	397,800	422,800	450,000
	11	176,900	267,800	312,000	342,700	371,000	399,700	425,200	452,700
	12	179,000	269,700	314,200	345,100	373,000	401,600	427,600	455,400
	13	181,000	271,800	316,400	347,500	374,900	403,500	429,900	458,100
	14	183,200	273,600	318,600	349,600	376,600	405,200	431,900	460,700
	15	185,400	275,400	320,800	351,700	378,300	406,900	433,900	463,300
	16	187,600	277,200	323,000	353,800	380,000	408,600	435,900	465,900
	17	189,800	279,100	325,200	356,100	381,600	410,300	438,000	468,400
	18	191,600	281,000	327,400	357,800	383,200	411,500	439,700	470,800
	19	193,400	282,900	329,600	359,600	384,800	412,700	441,400	473,200
	20	195,200	284,800	331,800	361,400	386,400	413,900	443,100	475,600
	21	197,000	286,700	333,900	363,100	388,200	415,300	445,000	478,100
	22	199,400	288,600	336,000	364,400	389,800	416,400	446,600	480,100
	23	201,800	290,500	338,100	365,700	391,400	417,500	448,200	482,100
	24	204,200	292,500	340,200	366,900	392,900	418,600	449,800	484,100
	25	206,700	294,300	342,500	368,200	394,400	419,700	451,300	486,300
	26	208,700	296,200	344,500	369,400	395,900	420,700	452,600	488,100
	27	210,700	298,100	346,500	370,600	397,400	421,700	453,900	489,900
	28	212,700	300,000	348,500	371,800	398,900	422,700	455,200	491,700
	29	214,800	301,900	350,400	373,200	400,400	423,600	456,400	493,500
	30	216,800	303,700	351,900	374,200	401,800	424,500	457,400	494,600
	31	218,800	305,500	353,500	375,200	403,200	425,400	458,400	495,700
	32	220,800	307,200	355,100	376,200	404,600	426,300	459,400	496,800
	33	222,900	309,100	356,500	377,300	406,100	427,400	460,500	497,800
	34	224,800	310,900	357,600	378,200	407,200	428,300	461,400	498,600
	35	226,800	312,700	358,700	379,100	408,300	429,200	462,300	499,400
	36	228,700	314,500	359,800	380,000	409,400	430,100	463,200	500,200
	37	230,600	316,300	360,800	381,000	410,500	430,900	464,100	501,200
	38	232,600	318,000	361,700	381,600	411,300	431,700	465,000	502,000
	39	234,600	319,700	362,600	382,200	412,100	432,500	465,900	502,800

	40	236,600	321,400	363,500	382,800	412,900	433,300	466,800	503,600
	41	238,600	323,200	364,300	383,400	413,800	434,000	467,700	504,600
	42	240,700	324,800	365,000	383,900	414,600	434,700	468,400	505,400
	43	242,800	326,400	365,700	384,500	415,400	435,400	469,100	506,200
	44	244,900	327,900	366,400	385,100	416,200	436,100	469,800	507,000
	45	246,900	329,600	367,200	385,600	417,000	437,000	470,700	507,900
	46	248,800	330,900	367,900	386,100	417,700	437,600	471,400	508,700
	47	250,700	332,200	368,600	386,600	418,400	438,200	472,100	509,500
	48	252,500	333,500	369,300	387,100	419,100	438,800	472,800	510,300
	49	254,400	334,700	370,100	387,800	420,000	439,600	473,600	511,200
	50	256,300	335,800	370,700	388,300	420,700	440,200	474,300	512,000
	51	258,200	336,900	371,300	388,800	421,400	440,800	475,000	512,800
	52	260,100	338,000	371,900	389,300	422,100	441,400	475,700	513,600
	53	262,100	339,000	372,400	390,000	423,000	442,100	476,600	514,500
	54	264,000	339,800	373,000	390,500	423,600	442,700	477,300	515,300
	55	265,900	340,600	373,600	391,000	424,200	443,300	478,000	516,100
再	56	267,800	341,400	374,200	391,500	424,800	443,900	478,700	516,900
任	57	269,700	342,200	374,700	392,100	425,400	444,600	479,500	517,600
用	58	271,600	342,900	375,200	392,600	426,000	445,200	480,100	518,300
職	59	273,500	343,600	375,700	393,100	426,600	445,800	480,700	519,100
員	60	275,500	344,300	376,200	393,600	427,200	446,400	481,300	519,900
以	61	277,500	345,100	376,900	394,200	427,800	447,100	482,000	520,500
外	62	279,400	345,700	377,300	394,700	428,400	447,700	482,600	521,300
の	63	281,300	346,300	377,700	395,200	429,000	448,300	483,200	522,100
職	64	283,300	346,900	378,100	395,700	429,600	448,900	483,800	522,900
員	65	285,300	347,500	378,700	396,300	430,200	449,400	484,300	523,600
	66	287,200	348,000	379,100	396,800	430,800	449,700		
	67	289,100	348,500	379,500	397,300	431,400	450,000		
	68	291,000	349,000	379,900	397,800	432,000	450,300		
	69	292,900	349,600	380,500	398,400	432,600	450,500		
	70	294,700	350,100	380,900	398,900	433,200			
	71	296,500	350,600	381,300	399,400	433,800			
	72	298,300	351,100	381,700	399,900	434,400			
	73	300,100	351,700	382,300	400,500	435,000			
	74	301,900	352,200	382,700	401,000	435,500			
	75	303,700	352,700	383,100	401,500	436,000			
	76	305,500	353,200	383,500	402,000	436,500			
	77	307,200	353,800	384,100	402,600	437,000			
	78	308,900	354,300	384,500	403,100				
	79	310,700	354,800	384,900	403,600				
	80	312,400	355,300	385,300	404,100				
	81	314,000	355,900	385,800	404,700				
	82	315,600	356,400	386,200	405,200				

83	317,200	356,900	386,600	405,700				
84	318,800	357,400	387,000	406,200				
85	320,400	357,800	387,600	406,600				
86	321,700	358,300	388,000	407,100				
87	323,000	358,800	388,400	407,600				
88	324,300	359,300	388,800	408,100				
89	325,500	359,700	389,400	408,600				
90	326,600	360,100	389,700	409,100				
91	327,700	360,500	390,100	409,600				
92	328,800	360,900	390,500	410,100				
93	329,800	361,400	390,800	410,600				
94	330,600	361,800	391,100	411,100				
95	331,400	362,200	391,400	411,600				
96	332,200	362,600	391,700	412,100				
97	333,000	363,100	392,000	412,600				
98	333,700	363,500	392,300					
99	334,400	363,900	392,600					
100	335,100	364,300	392,900					
101	335,900	364,800	393,100					
102		365,200	393,400					
103		365,600	393,700					
104		366,000	394,000					
105		366,400	394,200					
106		366,800	394,500					
107		367,200	394,800					
108		367,600	395,100					
109		367,800	395,300					
110		368,200						
111		368,600						
112		369,000						
113		369,200						
再任用 職員	215,100	248,600	277,500	312,200	329,300	352,600	388,800	436,600

備考 この表は、消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表（第五条関係）

イ 教育職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,800	201,300	259,300	331,400	415,900
	2	160,300	202,900	261,900	333,400	417,500
	3	161,800	204,400	264,500	335,400	419,200
	4	163,300	205,900	267,200	337,400	420,900
	5	164,900	207,400	269,800	339,600	422,500
	6	166,700	209,100	272,300	341,700	424,200
	7	168,500	210,800	275,000	343,800	425,900
	8	170,300	212,400	277,700	345,900	427,600
	9	171,900	213,800	280,200	347,900	429,200
	10	173,900	215,600	282,600	349,800	430,900
	11	175,900	217,400	285,100	351,700	432,600
	12	177,900	219,200	287,600	353,600	434,300
	13	179,700	220,900	290,200	355,600	435,900
	14	181,900	222,800	292,800	357,400	437,600
	15	184,100	224,600	295,400	359,200	439,300
	16	186,300	226,500	297,900	361,000	441,000
	17	188,400	228,300	300,400	363,000	442,600
	18	190,800	231,000	302,900	364,700	444,300
	19	193,200	233,700	305,400	366,400	446,000
	20	195,700	236,400	308,000	368,100	447,700
	21	197,900	238,800	310,600	369,900	449,300
	22	199,400	241,500	313,200	371,500	450,900
	23	200,800	244,200	315,800	373,100	452,500
	24	202,200	246,900	318,400	374,700	454,100
	25	203,700	249,500	320,700	376,400	455,900
	26	205,200	252,200	322,900	378,200	457,400
	27	206,700	254,800	325,100	380,000	458,900
	28	208,200	257,500	327,300	381,800	460,400
	29	209,700	260,000	329,600	383,600	461,900
	30	211,300	262,300	331,700	385,300	463,400
	31	212,900	264,900	333,800	387,000	464,900
	32	214,500	267,500	335,900	388,700	466,400
	33	216,200	270,000	337,900	390,400	467,900
	34	217,900	272,300	340,000	391,900	468,700
	35	219,500	274,700	342,100	393,400	469,500
	36	221,200	277,000	344,200	394,900	470,300
	37	222,900	279,400	346,400	396,300	471,100
	38	224,600	281,800	348,500	397,800	471,900

	39	226,300	284,200	350,600	399,300	472,700
	40	228,000	286,500	352,700	400,800	473,500
	41	229,600	289,000	354,800	402,200	474,300
	42	231,200	291,400	356,800	403,600	
	43	232,800	293,800	358,900	405,100	
	44	234,400	296,300	361,000	406,600	
	45	236,000	298,600	363,000	408,000	
	46	237,600	301,000	364,700	409,400	
	47	239,200	303,600	366,400	410,800	
	48	240,800	306,200	368,100	412,200	
	49	242,300	308,500	369,900	413,800	
	50	243,800	310,800	371,500	415,200	
	51	245,500	313,100	373,100	416,600	
	52	247,100	315,300	374,700	418,000	
	53	248,700	317,500	376,400	419,500	
	54	250,100	319,600	377,900	420,900	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	55	251,600	321,700	379,400	422,300	
	56	253,000	323,800	380,900	423,700	
	57	254,400	325,900	382,500	425,200	
	58	255,900	328,000	383,900	426,600	
	59	257,400	330,200	385,300	428,000	
	60	258,800	332,400	386,700	429,400	
	61	260,200	334,500	388,200	430,900	
	62	261,600	336,600	389,600	432,300	
	63	263,000	338,700	391,000	433,700	
	64	264,500	340,800	392,400	435,100	
	65	266,000	342,900	393,900	436,500	
	66	267,500	345,000	395,000	437,700	
	67	269,000	347,100	396,200	438,900	
	68	270,500	349,200	397,400	440,100	
	69	271,900	351,200	398,500	441,500	
	70	273,200	353,100	399,600	442,700	
71	274,500	355,000	400,700	443,900		
72	275,800	356,900	401,800	445,100		
73	277,100	358,800	403,100	446,200		
74	278,400	360,500	404,200	446,900		
75	279,700	362,200	405,300	447,600		
76	281,000	363,900	406,400	448,300		
77	282,200	365,500	407,400	449,000		
78	283,400	366,900	408,300	449,500		
79	284,600	368,300	409,200	450,000		
80	285,800	369,700	410,100	450,500		
81	286,900	371,100	411,200	451,100		

82	288,000	372,300	412,100
83	289,100	373,500	413,000
84	290,200	374,700	413,900
85	291,400	376,100	414,700
86	292,500	377,300	415,600
87	293,600	378,500	416,500
88	294,700	379,700	417,400
89	295,900	380,900	418,200
90	296,900	382,000	419,100
91	297,900	383,100	420,000
92	298,900	384,200	420,900
93	299,900	385,400	421,700
94	300,700	386,400	422,400
95	301,500	387,400	423,100
96	302,300	388,400	423,800
97	303,300	389,400	424,700
98	304,100	390,200	425,200
99	304,900	391,000	425,700
100	305,700	391,800	426,200
101	306,700	392,600	426,700
102	307,500	393,400	427,100
103	308,300	394,200	427,500
104	309,100	395,000	427,900
105	310,000	395,700	428,200
106	310,700	396,400	428,400
107	311,400	397,100	428,700
108	312,100	397,800	429,000
109	312,700	398,600	429,200
110	313,100	399,100	429,500
111	313,500	399,600	429,800
112	313,900	400,100	430,100
113	314,300	400,800	430,300
114	314,700	401,300	430,600
115	315,100	401,800	430,900
116	315,500	402,300	431,200
117	316,000	402,900	431,400
118	316,400	403,300	
119	316,800	403,700	
120	317,200	404,100	
121	317,600	404,600	
122	317,900	404,800	
123	318,200	405,000	
124	318,500	405,200	

125	319,000	405,600			
126	319,200	405,800			
127	319,400	406,000			
128	319,600	406,200			
129	319,900	406,600			
130	320,100	406,800			
131	320,300	407,000			
132	320,500	407,200			
133	320,600	407,400			
134	320,800	407,600			
135	321,000	407,800			
136	321,100	408,000			
137	321,200	408,300			
138	321,400	408,500			
139	321,600	408,700			
140	321,800	408,900			
141	321,900	409,200			
142	322,100	409,400			
143	322,300	409,600			
144	322,500	409,800			
145	322,600	410,100			
146	322,800	410,300			
147	323,000	410,500			
148	323,200	410,700			
149	323,300	411,000			
150	323,400	411,200			
151	323,500	411,400			
152	323,700	411,600			
153	323,800	411,900			
154		412,100			
155		412,300			
156		412,500			
157		412,800			
158		413,000			
159		413,200			
160		413,400			
161		413,700			
162		413,900			
163		414,100			
164		414,300			
165		414,600			
再任用 職員	234,200	276,300	305,100	333,500	418,800

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,800	174,000	259,100	290,600	406,000
	2	160,300	176,100	261,800	293,400	407,300
	3	161,800	178,200	264,400	296,200	408,600
	4	163,300	180,300	267,100	299,000	409,900
	5	164,900	182,200	269,800	301,900	411,400
	6	166,700	184,400	272,300	304,600	412,700
	7	168,500	186,600	274,800	307,400	414,000
	8	170,300	188,800	277,400	310,100	415,300
	9	171,900	190,900	280,100	312,800	416,500
	10	173,900	193,600	282,600	315,300	417,700
	11	175,900	196,100	285,100	317,800	418,900
	12	177,900	198,800	287,600	320,400	420,100
	13	179,700	201,300	290,100	322,900	421,200
	14	181,900	202,900	292,500	324,900	422,400
	15	184,100	204,400	295,000	326,900	423,600
	16	186,300	205,900	297,400	329,000	424,800
	17	188,400	207,400	299,900	331,000	425,900
	18	190,900	209,100	302,300	333,000	427,100
	19	193,200	210,800	304,700	335,000	428,300
	20	195,700	212,400	307,200	337,100	429,500
	21	197,900	213,800	309,800	339,100	430,600
	22	199,400	215,600	312,300	341,200	431,800
	23	200,800	217,400	314,800	343,300	433,000
	24	202,200	219,200	317,400	345,400	434,200
	25	203,700	220,900	319,800	347,400	435,300
	26	205,200	222,800	321,700	349,100	436,500
	27	206,700	224,600	323,600	350,800	437,700
	28	208,200	226,500	325,600	352,500	438,900
	29	209,700	228,400	327,600	354,300	440,000
	30	211,300	231,000	329,600	355,900	441,000
	31	212,900	233,600	331,600	357,500	442,000
	32	214,500	236,200	333,600	359,100	443,000
	33	216,000	238,700	335,600	360,900	444,100
	34	217,600	241,500	337,600	362,400	444,700
	35	219,100	244,200	339,700	363,900	445,300
	36	220,700	246,900	341,800	365,400	445,900
	37	222,300	249,400	343,800	366,800	446,700
	38	223,900	252,100	345,800	368,100	447,300
	39	225,500	254,700	347,800	369,400	447,900

	40	227,100	257,400	349,800	370,700	448,500
	41	228,600	259,900	351,900	371,900	449,200
	42	230,300	262,300	353,300	373,300	
	43	231,900	264,700	354,700	374,700	
	44	233,500	267,200	356,100	376,100	
	45	235,000	269,700	357,600	377,600	
	46	236,600	272,100	359,000	378,900	
	47	238,200	274,500	360,400	380,200	
	48	239,800	276,900	361,800	381,500	
	49	241,400	279,300	363,200	383,000	
	50	242,800	281,700	364,600	384,300	
	51	244,200	284,200	366,000	385,600	
	52	245,700	286,600	367,400	386,900	
	53	247,300	289,000	369,000	388,300	
	54	248,800	291,400	370,400	389,600	
	55	250,300	293,800	371,800	390,900	
再	56	251,800	296,300	373,200	392,200	
任	57	253,300	298,700	374,800	393,400	
用	58	254,600	301,100	375,800	394,500	
職	59	256,000	303,500	376,800	395,700	
員	60	257,300	306,000	377,800	396,900	
以	61	258,600	308,400	379,000	398,000	
外	62	259,900	310,600	380,000	399,100	
の	63	261,200	312,800	381,000	400,200	
職	64	262,600	315,100	382,000	401,300	
員	65	264,000	317,400	383,200	402,600	
	66	265,400	319,500	384,200	403,600	
	67	266,800	321,600	385,200	404,600	
	68	268,300	323,700	386,200	405,600	
	69	269,700	325,800	387,300	406,500	
	70	271,000	327,900	388,300	407,400	
	71	272,300	330,000	389,300	408,300	
	72	273,700	332,100	390,300	409,200	
	73	275,000	334,300	391,400	410,300	
	74	276,200	336,400	392,100	411,000	
	75	277,400	338,500	392,800	411,700	
	76	278,600	340,600	393,500	412,400	
	77	279,900	342,700	394,100	413,000	
	78	281,100	344,500	394,800	413,500	
	79	282,300	346,300	395,500	414,000	
	80	283,500	348,100	396,200	414,500	
	81	284,600	350,000	396,800	415,100	
	82	285,700	351,600	397,500	415,500	

83	286,800	353,200	398,200	415,900
84	287,900	354,800	398,900	416,300
85	288,900	356,500	399,500	416,700
86	289,900	357,800	400,200	417,100
87	290,900	359,100	400,900	417,500
88	291,900	360,400	401,600	417,900
89	292,800	361,700	402,200	418,300
90	293,500	362,900	402,600	418,700
91	294,200	364,100	403,000	419,100
92	294,900	365,300	403,400	419,500
93	295,500	366,500	403,800	419,800
94	296,000	367,500	404,200	420,200
95	296,500	368,500	404,600	420,600
96	297,000	369,500	405,000	421,000
97	297,700	370,600	405,400	421,300
98	298,300	371,400	405,800	
99	298,900	372,200	406,200	
100	299,500	373,000	406,600	
101	300,000	374,000	407,000	
102	300,300	374,800	407,400	
103	300,600	375,600	407,800	
104	300,900	376,400	408,200	
105	301,200	377,100	408,500	
106	301,400	377,800	408,800	
107	301,600	378,500	409,100	
108	301,800	379,200	409,400	
109	301,900	380,000	409,800	
110	302,000	380,700	410,100	
111	302,200	381,400	410,400	
112	302,400	382,100	410,700	
113	302,500	382,800	411,100	
114	302,700	383,500	411,400	
115	302,900	384,200	411,700	
116	303,100	384,900	412,000	
117	303,200	385,500	412,400	
118	303,300	386,000	412,700	
119	303,400	386,500	413,000	
120	303,500	387,000	413,300	
121	303,800	387,500	413,500	
122	303,900	388,000		
123	304,000	388,500		
124	304,100	389,000		
125	304,400	389,500		

126	389,900
127	390,300
128	390,700
129	391,200
130	391,600
131	392,000
132	392,400
133	392,700
134	393,000
135	393,300
136	393,600
137	393,900
138	394,200
139	394,500
140	394,800
141	395,100
142	395,400
143	395,600
144	395,900
145	396,000
146	396,300
147	396,600
148	396,900
149	397,100
150	397,400
151	397,700
152	398,000
153	398,200
154	398,500
155	398,800
156	399,100
157	399,300
158	399,600
159	399,900
160	400,200
161	400,400
162	400,700
163	401,000
164	401,300
165	401,500
166	401,800
167	402,100
168	402,400

	169		402,600			
	170		402,900			
	171		403,200			
	172		403,500			
	173		403,700			
再任用 職員		224,300	273,000	300,000	326,800	408,700

備考

- 1 この表は、幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表（第五条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	302,100	373,800	408,500	469,700	491,700
	2	305,200	376,500	411,300	471,700	493,600
	3	308,300	379,200	414,000	473,800	495,500
	4	311,400	381,900	416,700	475,900	497,400
	5	314,400	384,600	419,200	477,900	499,300
	6	317,500	387,200	421,700	479,800	501,100
	7	320,600	389,800	424,200	481,700	502,900
	8	323,600	392,400	426,700	483,600	504,700
	9	326,500	394,900	429,100	485,700	506,600
	10	329,500	397,400	431,400	487,600	508,400
	11	332,600	399,900	433,800	489,500	510,200
	12	335,600	402,300	436,200	491,400	512,000
	13	338,600	404,700	438,400	493,300	513,800
	14	341,500	407,100	440,600	494,900	515,600
	15	344,500	409,500	442,800	496,500	517,400
	16	347,500	411,900	445,000	498,100	519,200
	17	350,300	414,300	447,200	499,700	521,200
	18	353,100	416,600	449,300	501,100	523,000
	19	355,900	418,900	451,400	502,500	524,800
	20	358,700	421,200	453,500	503,900	526,600
	21	361,500	423,500	455,500	505,200	528,500
	22	364,300	425,900	457,500	506,500	530,200
	23	367,100	428,300	459,500	507,800	531,900
	24	369,800	430,700	461,500	509,100	533,600
	25	372,500	433,100	463,500	510,300	535,300
	26	375,100	435,300	465,400	511,500	537,000
	27	377,600	437,500	467,300	512,700	538,700
	28	380,100	439,700	469,200	513,900	540,400
	29	382,400	441,900	471,200	515,200	542,000
	30	384,800	444,000	473,100	516,400	543,600
	31	387,100	446,200	475,000	517,600	545,300
	32	389,400	448,400	476,900	518,800	547,000
	33	391,700	450,500	478,800	520,000	548,600
	34	393,600	452,600	480,600	521,200	550,200
	35	395,500	454,700	482,400	522,400	551,800
	36	397,400	456,800	484,200	523,600	553,400
	37	399,300	458,900	486,100	524,800	555,200
	38	400,900	460,900	487,800	526,000	556,800

	39	402,500	462,900	489,500	527,200	558,400
	40	404,100	464,900	491,200	528,400	560,000
	41	405,500	466,800	493,100	529,700	561,800
	42	406,800	468,600	494,400	530,900	563,400
	43	408,100	470,400	495,700	532,100	565,000
	44	409,400	472,200	497,000	533,300	566,600
	45	410,600	473,900	498,300	534,500	568,400
	46	411,800	475,600	499,500	535,700	570,000
	47	413,000	477,300	500,700	536,900	571,600
	48	414,200	479,000	501,900	538,100	573,200
	49	415,300	480,900	503,200	539,300	575,000
	50	416,400	482,200	504,300	540,500	576,600
	51	417,500	483,500	505,400	541,700	578,200
	52	418,600	484,800	506,500	542,900	579,800
	53	419,700	486,300	507,800	544,100	581,500
	54	420,600	487,500	508,800	545,300	583,100
再	55	421,500	488,700	509,800	546,500	584,700
任	56	422,400	489,900	510,800	547,700	586,300
用	57	423,200	491,200	511,700	548,800	587,800
職	58	424,000	492,300	512,700	550,000	589,200
員	59	424,800	493,400	513,700	551,200	590,600
以	60	425,600	494,500	514,700	552,400	592,000
外	61	426,400	495,800	515,600	553,500	593,500
の	62	427,100	496,800	516,600	554,600	594,800
職	63	427,800	497,800	517,600	555,700	596,100
員	64	428,500	498,800	518,600	556,800	597,400
	65	429,100	499,700	519,500	558,100	598,900
	66	429,700	500,500	520,500	559,100	600,000
	67	430,300	501,300	521,500	560,100	601,100
	68	430,900	502,100	522,500	561,100	602,200
	69	431,700	502,900	523,400	562,100	603,500
	70	432,300	503,700	524,400	563,000	604,600
	71	432,900	504,500	525,400	563,900	605,700
	72	433,500	505,300	526,400	564,800	606,800
	73	434,100	506,000	527,300	565,800	607,900
	74	434,700	506,700	528,200	566,700	
	75	435,300	507,400	529,100	567,600	
	76	435,900	508,100	530,000	568,500	
	77	436,400	509,000	531,100	569,400	
	78		509,700	532,000	570,300	
	79		510,400	532,900	571,200	
	80		511,100	533,800	572,100	
	81		512,000	534,800	573,200	

82			512,700	535,700	574,100	
83			513,400	536,600	575,000	
84			514,100	537,500	575,900	
85			514,900	538,400	577,000	
86			515,600	539,300	577,900	
87			516,300	540,200	578,800	
88			517,000	541,100	579,700	
89			517,900	542,000	580,800	
90			518,600	542,800		
91			519,300	543,600		
92			520,000	544,400		
93			520,900	545,300		
94			521,600	546,100		
95			522,400	546,900		
96			523,200	547,700		
97			523,900	548,500		
98			524,600			
99			525,400			
100			526,200			
101			526,900			
102			527,700			
103			528,500			
104			529,300			
105			529,800			
106			530,600			
107			531,400			
108			532,200			
109			532,900			
再任用 職員		294,900	346,500	397,400	464,800	508,800

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	176,400	212,900	253,800	284,100	340,800	370,100	389,600
	2	178,200	214,500	255,600	286,000	342,900	371,900	391,600
	3	180,000	216,100	257,400	287,800	345,100	373,800	393,600
	4	181,800	217,700	259,300	289,500	347,300	375,700	395,600
	5	183,600	219,100	261,000	291,400	349,400	377,500	397,600
	6	185,500	220,700	262,800	293,100	351,500	379,300	399,600
	7	187,400	222,300	264,600	294,800	353,600	381,100	401,600
	8	189,300	223,900	266,400	296,500	355,700	382,900	403,600
	9	191,000	225,500	268,200	298,400	357,900	384,600	405,800
	10	193,100	227,100	269,900	300,300	359,900	386,400	407,800
	11	195,200	228,600	271,700	302,200	361,900	388,200	409,800
	12	197,300	230,200	273,500	304,200	363,900	390,000	411,800
	13	199,100	231,600	275,200	306,100	365,900	391,800	413,800
	14	201,000	233,300	277,100	308,000	367,800	393,600	415,300
	15	202,800	235,000	278,900	309,900	369,700	395,400	416,800
	16	204,800	236,700	280,600	311,900	371,600	397,200	418,300
	17	206,700	238,200	282,500	313,900	373,600	399,100	419,700
	18	208,100	240,100	284,200	316,100	375,500	400,800	420,800
	19	209,600	241,900	285,900	318,300	377,400	402,500	421,900
	20	210,900	243,700	287,600	320,500	379,300	404,200	423,000
	21	212,200	245,500	289,400	322,700	381,200	405,800	424,100
	22	213,800	247,300	291,300	324,900	383,000	407,100	425,000
	23	215,400	249,100	293,200	327,100	384,800	408,400	425,900
	24	217,000	251,000	295,100	329,300	386,600	409,700	426,800
	25	218,700	252,800	296,900	331,500	388,600	411,200	427,800
	26	220,300	254,600	298,700	333,800	390,100	412,200	428,700
	27	221,900	256,400	300,500	336,100	391,600	413,300	429,600
	28	223,500	258,200	302,400	338,400	393,100	414,400	430,500
	29	225,200	260,000	304,300	340,600	394,700	415,400	431,500
	30	226,700	261,600	306,300	342,800	396,000	416,300	432,400
	31	228,100	263,300	308,300	345,000	397,300	417,200	433,300
	32	229,600	265,000	310,300	347,200	398,600	418,100	434,200
	33	231,000	266,700	312,200	349,600	399,900	419,100	435,200
	34	232,700	268,500	314,100	351,500	400,800	420,000	436,100
	35	234,400	270,200	316,000	353,400	401,700	420,900	437,000
	36	236,100	271,800	317,900	355,300	402,600	421,800	437,900
	37	237,600	273,600	319,800	357,200	403,500	422,800	438,800
	38	239,400	275,200	321,700	358,600	404,400	423,700	439,700
	39	241,200	276,800	323,600	360,000	405,300	424,600	440,600

	40	242,900	278,400	325,500	361,400	406,200	425,500	441,500
	41	244,500	280,000	327,400	362,800	407,000	426,400	442,400
	42	246,300	281,700	329,100	364,100	407,900	427,200	443,300
	43	248,100	283,400	330,800	365,400	408,800	428,000	444,200
	44	249,900	285,200	332,500	366,700	409,700	428,800	445,100
	45	251,600	286,900	334,200	368,200	410,500	429,800	446,000
	46	253,400	288,600	335,700	369,400	411,400	430,600	446,900
	47	255,100	290,300	337,300	370,600	412,300	431,400	447,800
	48	256,800	292,100	338,900	371,800	413,200	432,200	448,700
	49	258,500	293,800	340,400	373,000	414,000	432,900	449,600
	50	260,100	295,600	341,600	373,800	414,900	433,700	450,500
	51	261,700	297,400	342,800	374,600	415,800	434,500	451,400
	52	263,300	299,200	344,000	375,400	416,700	435,300	452,300
	53	264,900	301,000	345,300	376,200	417,500	436,000	453,200
	54	266,600	302,700	346,500	377,000	418,200	436,800	454,100
	55	268,200	304,500	347,700	377,800	418,900	437,600	455,000
再	56	269,700	306,300	348,900	378,600	419,600	438,400	455,900
任	57	271,400	308,000	350,300	379,300	420,500	439,100	456,800
用	58	272,900	309,800	351,500	380,000	421,200	439,900	457,700
職	59	274,400	311,600	352,700	380,800	421,900	440,700	458,600
員	60	276,000	313,400	353,900	381,600	422,600	441,500	459,500
以	61	277,500	315,200	355,000	382,300	423,500	442,200	460,300
外	62	279,100	316,900	355,900	383,100	424,200	443,000	461,100
の	63	280,700	318,600	356,800	383,900	424,900	443,800	461,900
職	64	282,400	320,300	357,700	384,700	425,600	444,600	462,700
員	65	284,100	322,100	358,800	385,400	426,500	445,300	463,500
	66	285,600	323,800	359,600	386,200	427,200	446,100	464,300
	67	287,200	325,500	360,400	387,000	427,900	446,900	465,100
	68	288,900	327,200	361,200	387,800	428,600	447,700	465,900
	69	290,400	328,800	362,200	388,500	429,500	448,200	466,800
	70	292,000	330,100	362,900	389,300	430,200	448,900	
	71	293,600	331,500	363,600	390,100	430,900	449,600	
	72	295,200	332,900	364,300	390,900	431,600	450,300	
	73	297,000	334,200	365,100	391,600	432,500	451,000	
	74	298,600	335,600	365,800	392,300	433,200		
	75	300,200	337,000	366,500	393,000	433,900		
	76	301,800	338,400	367,200	393,700	434,600		
	77	303,300	339,900	368,100	394,500	435,300		
	78	304,900	341,200	368,800	395,200	436,000		
	79	306,500	342,500	369,500	395,900	436,700		
	80	308,100	343,800	370,200	396,600	437,400		
	81	309,800	345,100	371,100	397,500	438,300		
	82	311,300	346,200	371,800	398,200			

83	312,800	347,300	372,500	398,900
84	314,200	348,400	373,200	399,600
85	315,600	349,500	374,100	400,500
86	316,900	350,300	374,800	401,200
87	318,200	351,100	375,500	401,900
88	319,500	351,900	376,200	402,600
89	320,700	352,800	377,100	403,400
90	321,900	353,500	377,800	404,100
91	323,100	354,200	378,500	404,800
92	324,300	354,900	379,200	405,500
93	325,400	355,700	380,000	406,300
94	326,600	356,400	380,700	407,000
95	327,800	357,100	381,400	407,700
96	329,000	357,800	382,100	408,400
97	330,400	358,600	382,900	409,200
98	331,600	359,300	383,600	409,900
99	332,800	360,000	384,300	410,600
100	334,000	360,700	385,000	411,300
101	335,100	361,500	385,800	411,900
102	336,200	362,200	386,500	412,600
103	337,300	362,900	387,200	413,300
104	338,400	363,600	387,900	414,000
105	339,500	364,400	388,700	414,800
106	340,500	365,100	389,400	
107	341,500	365,800	390,100	
108	342,500	366,500	390,800	
109	343,500	367,300	391,500	
110	344,400	368,000	392,200	
111	345,300	368,700	392,900	
112	346,200	369,400	393,600	
113	347,100	370,200	394,000	
114	348,000	370,900	394,600	
115	348,900	371,600	395,200	
116	349,800	372,300	395,800	
117	350,800	373,100	396,300	
118	351,700	373,800	396,800	
119	352,600	374,500	397,300	
120	353,500	375,200	397,800	
121	354,500	376,000	398,500	
122	355,400	376,700	399,000	
123	356,300	377,400	399,500	
124	357,200	378,100	400,000	
125	358,000	378,900	400,700	

	126	358,800	379,600	401,200				
	127	359,600	380,300	401,700				
	128	360,400	381,000	402,200				
	129	361,100	381,800	402,900				
	130	361,800	382,500					
	131	362,500	383,200					
	132	363,200	383,900					
	133	363,900	384,600					
	134	364,600	385,300					
	135	365,300	386,000					
	136	366,000	386,700					
	137	366,700	387,400					
	138	367,400						
	139	368,100						
	140	368,800						
	141	369,500						
	142	370,200						
	143	370,900						
	144	371,600						
	145	372,300						
再任用 職員		234,500	263,500	268,600	278,800	306,900	348,100	378,700

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）別表第一から別表第四までの規定は令和四年四月一日から、改正後の条例第二十条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

理 由

人事委員会の市議会及び市長に対する職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与の改定措置等を考慮し、職員の給料の額及び勤勉手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三十四号議案

仙台市特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成二十四年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一條を加える。

（情報通信技術を利用する方法による手続）

第二十三条 法第七十四条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条から第八条までの規定により行う提出、縦覧、通知、届出、閲覧及び交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

電子情報処理組織を使用する方法により行う特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 135 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立東六番丁小学校校舎等及び仙台市東六番丁児童館増改築工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区宮町一丁目40番1, 40番3, 83番1, 83番2
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 2,024,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区中江二丁目23番20号
阿部建設・同事建設・仙台土木建築工業共同企業体
構成員 仙台市青葉区中江二丁目23番20号
阿部建設株式会社
構成員 仙台市太白区富沢西四丁目19番地の19
同事建設株式会社
構成員 仙台市宮城野区小田原一丁目5番12号
仙台土木建築工業株式会社

第 136 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立東長町小学校校舎増築工事
- 2 工事施行場所 仙台市太白区郡山六丁目101番 2, 101番 7, 102番 4, 102番 5, 102番 6, 108番 1, 112番, 113番 1, 113番 4, 114番 1
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 930,600,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
阿部和工務店・石井組共同企業体
構成員 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
株式会社阿部和工務店
構成員 仙台市青葉区藤松 4 番18号
株式会社石井組

第 137 号議案

工事委託契約の締結に関する件の一部変更に関する件

令和 3 年 3 月 12 日付けで議決を得た東北本線東仙台・岩切間余目こ線橋拡幅工事に係る工事委託契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

原 契 約 金 額	金 922,760,000円
変 更 契 約 金 額	金 791,660,962円
減 少 金 額	金 131,099,038円

第 138 号議案

財産の取得に関する件

次の財産を取得することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

品 名	金 額	取 得 の 相 手 方	備 考
コンピュータ等一式 (ソフトウェアを含む。)	円 135,300,000	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 号 せんだい高校生用 G I G A スクール端 末整備企業連合	学習者用 (仙台 高等学校ほか 4 校分)

第 139 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市黒松児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
仙台市西多賀児童館		
仙台市西山児童館	仙台市青葉区立町9番7号 特定非営利活動法人仙台YMCAファミリー センター	

第 140 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市若林体育館	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

第 141 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市二日町駐車場	仙台市青葉区国分町三丁目6番1号	令和5年4月1日から
仙台市勾当台公園地下駐車場	石井ビル管理株式会社	令和10年3月31日まで

第 142 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
海岸公園の一部（運動広場及びパークゴルフ場を含む。）	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 公益財団法人仙台市公園緑地協会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
海岸公園の一部（馬術場を含む。）	大阪府羽曳野市河原城991番地 株式会社乗馬クラブクレイン	
海岸公園の一部（冒険広場及びキャンプ場を含む。）	仙台市青葉区国分町三丁目8番17号 冒険あそび場せんだいみやぎネットワーク・ 東洋緑化共同企業体	

第 143 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市泉岳自然ふれあい館	東京都中央区銀座四丁目12番15号 株式会社オーエンス	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

第 144 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市若林図書館	東京都中野区弥生町二丁目8番15号 株式会社ヴィアックス	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

第 145 号議案

当せん金付証券の発売限度額に関する件

本市が令和 5 年度において発売することができる当せん金付証券の限度額を 80 億円とすることにつき、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により、議決を求める。

第 146 号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求め
る。

路 線 名	起 終 点
若 林 四 丁 目 1 号 線	仙台市若林区若林四丁目43番 8 同 43番90
朝 日 1 号 線	仙台市泉区朝日二丁目55番 同 朝日一丁目55番
朝 日 2 号 線	仙台市泉区朝日二丁目15番 同 朝日一丁目15番
朝 日 一 丁 目 1 号 線	仙台市泉区朝日一丁目12番 1 同 14番 3
朝 日 一 丁 目 2 号 線	仙台市泉区朝日一丁目12番 1 同 10番11
朝 日 一 丁 目 3 号 線	仙台市泉区朝日一丁目10番10 同 8 番11
朝 日 一 丁 目 4 号 線	仙台市泉区朝日一丁目 8 番10 同 1 番15
朝 日 一 丁 目 5 号 線	仙台市泉区朝日一丁目 7 番 3 同 7 番12
朝 日 一 丁 目 6 号 線	仙台市泉区朝日一丁目 5 番 9 同 5 番 6
朝 日 一 丁 目 7 号 線	仙台市泉区朝日一丁目 4 番 9 同 4 番 6
朝 日 一 丁 目 8 号 線	仙台市泉区朝日一丁目 3 番11 同 3 番 7
朝 日 一 丁 目 9 号 線	仙台市泉区朝日一丁目 2 番 1 同 2 番 7
朝 日 一 丁 目 10 号 線	仙台市泉区朝日一丁目21番 7 同 21番 1
朝 日 一 丁 目 11 号 線	仙台市泉区朝日一丁目20番10 同 20番13
朝 日 一 丁 目 12 号 線	仙台市泉区朝日一丁目20番 9 同 20番 1
朝 日 一 丁 目 13 号 線	仙台市泉区朝日一丁目19番 7 同 19番 1
朝 日 一 丁 目 14 号 線	仙台市泉区朝日一丁目17番15 同 17番10

朝 日 一 丁 目 15 号 線	仙台市泉区朝日一丁目23番21 同 23番 1
朝 日 一 丁 目 16 号 線	仙台市泉区朝日一丁目24番21 同 25番 1
朝 日 二 丁 目 1 号 線	仙台市泉区朝日二丁目15番 同 17番 6
朝 日 二 丁 目 2 号 線	仙台市泉区朝日二丁目15番 同 12番 5
朝 日 二 丁 目 3 号 線	仙台市泉区朝日二丁目14番10 同 14番 6
朝 日 二 丁 目 4 号 線	仙台市泉区朝日二丁目10番 5 同 55番
朝 日 二 丁 目 5 号 線	仙台市泉区朝日二丁目11番 9 同 11番 1
朝 日 二 丁 目 6 号 線	仙台市泉区朝日二丁目 9 番 4 同 8 番 4
朝 日 二 丁 目 7 号 線	仙台市泉区朝日二丁目 8 番 6 同 8 番 5
朝 日 二 丁 目 8 号 線	仙台市泉区朝日二丁目12番 1 同 6 番10
朝 日 二 丁 目 9 号 線	仙台市泉区朝日二丁目 6 番 9 同 4 番 9
朝 日 二 丁 目 10 号 線	仙台市泉区朝日二丁目 4 番 8 同 1 番 9
朝 日 二 丁 目 11 号 線	仙台市泉区朝日二丁目 4 番 8 同 2 番 9
朝 日 二 丁 目 12 号 線	仙台市泉区朝日二丁目23番 6 同 23番 1
朝 日 二 丁 目 13 号 線	仙台市泉区朝日二丁目18番 3 同 20番 1
朝 日 二 丁 目 14 号 線	仙台市泉区朝日二丁目21番21 同 21番 1
朝 日 二 丁 目 15 号 線	仙台市泉区朝日二丁目25番21 同 24番 1
朝 日 二 丁 目 16 号 線	仙台市泉区朝日二丁目24番21 同 24番12
朝 日 二 丁 目 17 号 線	仙台市泉区朝日二丁目25番21 同 25番12
朝日一丁目自転車歩行者専用道路 1 号線	仙台市泉区朝日一丁目55番 同 55番
朝日一丁目自転車歩行者専用道路 2 号線	仙台市泉区朝日一丁目12番 5 同 12番 5
朝日一丁目自転車歩行者専用道路 3 号線	仙台市泉区朝日一丁目55番 同 55番
朝日一丁目自転車歩行者専用道路 4 号線	仙台市泉区朝日一丁目55番 同 56番

朝日一丁目自転車歩行者専用道路5号線	仙台市泉区朝日一丁目13番5 同 13番5
朝日一丁目自転車歩行者専用道路6号線	仙台市泉区朝日一丁目7番7 同 7番17
朝日一丁目自転車歩行者専用道路7号線	仙台市泉区朝日一丁目1番8 同 1番8
朝日一丁目自転車歩行者専用道路8号線	仙台市泉区朝日一丁目14番1 同 14番1
朝日一丁目自転車歩行者専用道路9号線	仙台市泉区朝日一丁目57番 同 57番
朝日一丁目自転車歩行者専用道路10号線	仙台市泉区朝日一丁目16番3 同 16番3
朝日一丁目自転車歩行者専用道路11号線	仙台市泉区朝日一丁目16番12 同 16番12
朝日一丁目自転車歩行者専用道路12号線	仙台市泉区朝日一丁目21番3 同 21番3
朝日一丁目自転車歩行者専用道路13号線	仙台市泉区朝日一丁目57番 同 57番
朝日一丁目自転車歩行者専用道路14号線	仙台市泉区朝日一丁目57番 同 57番
朝日一丁目歩行者専用道路1号線	仙台市泉区朝日一丁目56番 同 56番
朝日二丁目自転車歩行者専用道路1号線	仙台市泉区朝日二丁目55番 同 55番
朝日二丁目自転車歩行者専用道路2号線	仙台市泉区朝日二丁目16番4 同 16番4
朝日二丁目自転車歩行者専用道路3号線	仙台市泉区朝日二丁目55番 同 55番
朝日二丁目自転車歩行者専用道路4号線	仙台市泉区朝日二丁目55番 同 55番
朝日二丁目自転車歩行者専用道路5号線	仙台市泉区朝日二丁目2番1 同 2番16
朝日二丁目自転車歩行者専用道路6号線	仙台市泉区朝日二丁目17番4 同 17番4
朝日二丁目自転車歩行者専用道路7号線	仙台市泉区朝日二丁目17番1 同 17番1
朝日二丁目自転車歩行者専用道路8号線	仙台市泉区朝日一丁目26番5 同 26番5
朝日二丁目自転車歩行者専用道路9号線	仙台市泉区朝日二丁目56番 同 56番
朝日二丁目自転車歩行者専用道路10号線	仙台市泉区朝日二丁目23番3 同 23番3
朝日二丁目自転車歩行者専用道路11号線	仙台市泉区朝日二丁目56番 同 27番18
朝日二丁目自転車歩行者専用道路12号線	仙台市泉区朝日二丁目27番7 同 27番7

第 147 号議案

仙台市監査委員の選任に関する件

仙台市監査委員須藤裕州は令和 5 年 2 月 18 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、峯岸進一